

報道関係者 各位

平成 30 年 5 月 14 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業安定課

課長 花野義弘
課長補佐 喜多一之
地方労働市場情報官 坂本博士
(電話) 088-611-5383

「平成 30 年度 徳島雇用施策等実施方針」を策定

～徳島県との雇用対策協定に基づく事業を積極的に展開します～

徳島雇用施策等実施方針は、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）に基づき、徳島労働局及び公共職業安定所における雇用施策と徳島県の雇用施策が、密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、徳島労働局長が徳島県知事の意見を聞いて当該年度の方針を定めるものです。

徳島労働局と徳島県は平成 28 年 3 月「雇用対策協定」を締結し、「将来に希望の持てる県づくり」をめざし、「地方創生の推進エンジン」として「徳島ならでは」の雇用対策を進めており、同協定に基づく事業計画を当該方針とし、平成 30 年度、徳島労働局と徳島県との協力の下に徳島県民のための雇用対策に係る施策を展開してまいります。

「平成 30 年度徳島雇用施策等実施方針」の概要

(1) 地域産業を支える人材の確保

- ① 都市部から人の流れをつくる取組
- ② 未来を担う若者の雇用機会の確保と地元定着の促進
- ③ 全員参加型社会の実現に向けた多様な人材の活躍支援
 - 女性の活躍推進
 - 障がい者雇用の更なる推進
 - 高年齢者の雇用の場の確保
 - 生活保護受給者等の生活困窮者やひとり親家庭等に対する就労支援
- ④ 技能・技術者を中心とした人材の確保
- ⑤ 職業訓練の効果的な実施のための連携

(2) 働き続けられる労働環境の整備

- ① ワークライフバランスの推進
- ② 労働環境の整備と非正規雇用労働者に対する取組